

岐阜県地域防災力向上推進事業費補助金に関するQ & Aについて

1 補助事業者について

問1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合は対象とならないのか。

- 各市町村で1カ所ずつモデル的に防災訓練を実施いただき、それをモデルに市町村内の他地域に展開いただくことを予定しています。
一方、一部事務組合及び広域連合については、複数の市町村に跨って事務を担っており、当該団体を対象とした場合、複数の市町村での実施となり、他地域への展開が図られづらく、補助金の目的を達成し得ないため、本補助金の対象としていません。

問2 「季節に応じた住民参加型訓練促進事業費補助金」の交付を受けた自治会は対象から除くとあるが、補助金の交付を受けた訓練とは違う訓練を行う場合には対象となるのか。

- 本補助金については、昨年度実施した「季節に応じた住民参加型訓練促進事業費補助金」で提案された訓練を県内に広く展開していくことを目的としており、これまでこのような訓練に取り組んでいない団体を優先して支援していきたいと考えています。このため、実施する訓練内容が違う場合であっても、対象にはなりません。

2 補助事業について

問3 訓練内容が2つあれば、訓練類型が一つでも良いのではないのか。

- 「季節に応じた住民参加型訓練促進事業費補助金」で提案された訓練は、いずれも優れたものであり、全ての訓練を広く県内に広めていきたいと考えています。このため、より多くの訓練に取り組んでいただくよう、訓練類型の半分となる2つの訓練の実施を最低限条件としています。

問4 炊出しで作成した食事をふるまえば「②防災非常食の試食」と「⑤炊き出し」の二つを行ったことになるか。

- 対象にはなりません。「②防災非常食の試食」は、防災非常食として一般に販売されている商品の食べ比べ等を行うものであり、「⑤炊き出し」は実際に食材を調理し料理を作るものになります。

問5 真夏に避難所設営訓練を行えば、「⑥避難所設営」と「⑪夏の暑さ、冬の寒さ対策の実践」を実施したことになるのか。

- 真夏に行っただけでは対象にはなりません。暑さ対策用の資機材（冷風機等）の設置訓練やその他の暑さ対策を取り入れた訓練を取り入れる必要があります。

問6 避難所に泊まる訓練を行えば、「③宿泊型訓練」と「⑥避難所設営」を実施したことになるのか。

- 避難所への宿泊のみでは、「⑥避難所設営」を満たしません。避難所設営訓練として簡易ベッドやパーテーションの設営などを行った後に、設営した資機材等を活用し避難所に宿泊する訓練を行う場合には対象となります。

問7 地域のイベントに防災に関する展示ブースを出せば、「④防災に関する体験型イベント」と「⑩地域イベントとの連携」を実施したことになるのか。

- 体験型のイベントを行っていないので、「④防災に関する体験型イベント」は満たしていません。なお、展示ブースではなく、防災グッズの作成や防災資機材の操作体験などの体験型ブースを設置する場合には、「④防災に関する体験型イベント」を満たすことになります。

問8 地元でとれたジビエ等の地域資源を生かし炊き出しを行った場合、「⑤炊き出し」と「⑭地域資源の活用」を実施したことになるか。

- ご質問のとおり、地元でとれたジビエ等の地域資源を使い、炊き出しで調理を実施した場合には、「⑤炊き出し」と「⑭地域資源の活用」を満たすことになります。

2 補助基準額について

問9 複数の自治会が連携して訓練を行うが、この場合の自治会加入世帯数はどのように数えればよいのか。

- 複数の自治会が連携して訓練を行う場合には、訓練に参加する全自治会の加入世帯数を合算した数を自治会世帯加入数として取り扱ってください。
この場合、申請者が自治会であれば、「事業実施計画書（自治会用）」の「自治会加入世帯数」の欄に各自自治会の加入世帯数を記載してください。また、市町村の場合には、「事業実施計画書（市町村用）」の「連携する自治会」の欄に参加する全自治会を記載してください。

問10 訓練内容を三つ行えば加算されるとのことだが、「⑤炊出し」「⑥避難所設営」「⑦デジタル技術を活用した安否確認」の三つを行えば加算されるのか。

- 一つの訓練類型の中から、三つの訓練内容を選んでいるため、加算されません。少なくとも二つ以上の訓練類型から訓練内容を選ぶ必要があります。

3 補助対象経費について

問11 支払いの完了は不要とのことだが、請求書はまだもらえてないため、証拠書類として見積書をつければよいのか。

- 見積書では、債券額を確定できないため、証拠書類として認められません。このため、実績報告書の提出の前までに請求書を徴収し、添付してください。

問 12 事前着手届出を出せば、交付決定の前に購入した物品等の経費も対象となるのか。

- 事前着手届出書の提出後に審査を行いますので、審査の結果、事前着手を行った部分の事業に要する経費が認められない場合があります。
なお、事前着手はやむを得ない場合に限り認められるものとなるため、原則として、交付決定後に着手するようにしてください。

問 13 県の備品購入費は 10 万円以上のため、10 万円以下の物品は消耗品として考えてよいのか。

- 本補助金は、令和 7 年度実施の「季節に応じた住民参加型訓練促進事業費補助金（以下「前補助金」という。）」で提案のあった訓練を県内各地域へ幅広く展開することを目的として実施するものです。前補助金での物品購入上限は 5 万円であることから、本補助金で行う訓練についても前補助金以上の物品の購入は想定されないため、5 万円を上限としています。

問 14 コピー用紙等の購入は対象となるのか。

- 補助事業で使用したものであれば対象となります。この場合、補助事業以外で使用したものは明確に区分するとともに、使用した部分に関する費用についてのみ経費として計上してください。また、いつ何枚何に使ったのかを帳簿につけるなどし、対象経費の根拠を明確にしてください。

問 15 振込手数料は対象となるのか。

- 振込手数料は、振込後しか債権額が確定した証拠書類が取得できないため、支払いが完了した振込手数料のみが対象となります。
なお、請求の際は、支払いが証明できる書類（通帳の写しなど）を添付してください。

問 16 参加者への電話やLINE等を用いて連絡するが、その経費は対象となるのか。

- 連絡に係る費用を明確に出来ないため対象とはなりません。なお、郵便料金（切手代）は配達先ごとに区分できるため対象となります。郵便料金を経費として計上する場合には、いつ誰に何を送ったのかを帳簿につけるなどし、対象経費の根拠を明確にしてください。

4 交付申請について

問 17 自治体の申請期間を市町村に問い合わせとなっているが、県で申請期間を設定しないのか。

- 防災訓練の実施時期は市町村ごとに異なるため、県で一律に申請期間を設定した場合、申請期間内に訓練が終わってしまい、申請できないといった事態が生じる恐れがあります。

このため、各市町村や自治会が申請しやすいように、各市町村で設定していただくこととしています。

問 18 事業実施計画に記載が必要な令和 8 年 4 月 1 日時点の自治会加入世帯数を把握していない場合はどうすればよいか。

- 把握している直近の数値及び時点を記入してください。

問 19 積算金額の根拠資料は必ずつけなければならないのか。

- 物品の購入及び業者へ委託を行う場合には、見積書やカタログなど根拠資料を必ず添付してください。なお、これ以外の経費については、「収支予算書」の内容欄への積算根拠の記載をもって根拠資料の添付に代えることが可能です。

問 20 事業内容を補足する資料は必ずつけなければならないのか。

- 事業実施計画書に事業内容が書ききれぬ場合には提出は不要です。

5 補助事業の実施について

問 21 事前着手届を出せば交付決定前でも事業を行ってもよいのか。

- やむを得ない事情がある場合に限り交付決定前の着手を認めています。このため、届出を出す前に予め防災課までご相談ください。

問 22 事業を計画するにあたり、事前に委託事業者に見積を依頼する行為は事前着手に該当するか。

- 見積書の取得は事前着手に該当しません。

6 補助事業の完了について

問 23 事業の完了が訓練の終了とあるが、支払いの完了ではないのか。

- 補助事業の訓練そのものが完了した時を補助事業の完了とみなします。このため、訓練が終了してから 30 日以内、または、令和 9 年 2 月 28 日のいずれか早い日に実績報告書を提出してください。

なお、実績報告書の提出にあたっては、支払いの完了までは必要ありませんが、請求書等債権の確定を示す書類を添付する必要がありますので、提出する前までに必ず準備するようご注意ください。